

□ 日時：2023（令和5）年6月6日（火）午後2時～4時

□ 場所：尼崎市役所北館 4-1会議室

□ 出席者

(1) 委員：9名（石元委員（会長）、武本委員、（副会長）、伊藤委員、太田垣委員、上玉利委員、木村委員、栗本委員、高尾委員、朴委員）

(2) 事務局：7名（文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、ダイバーシティ推進課4名）

(3) 関係課：5課（人材育成担当、学校教育課、いじめ防止生徒指導担当、学び支援課、社会教育課）

□ 傍聴者：3名

議事(1) 「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況について

会長：それでは、本日の議事の1、『「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況について』を議題とする。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局：——資料2に基づき説明——

会長：何か意見等あるか。

委員：まとめシート25ページ⑤人権教育研修講座について、令和5年4月から子ども基本法が施行され、ヤングケアラーに関する施策が一つの柱となっている。ヤングケアラーに関しては教職員だけの問題ではなく、複数の部署が関係することもある。例えば、子どもがケアをしている家族が高齢者であれば高齢者のセクション、精神疾患のある親であれば保健福祉センター、貧困家庭であれば困窮者支援のセクションになるかと思うが、そういった人たちを対象とした研修・取組の進捗や今後の展開についての記載があまりなかったため、教えていただきたい。

人材育成担当：例えば子どもについては子ども青少年局や教育委員会が発出する研修というのが多くあり、子どものための権利擁護委員会の活動報告会や、児童相談所設置シンポジウム、若者の社会参画のユースワークなど、子どもの人権という視点から様々な研修を行っている。これらの研修は専門部局や市民を対象にはしているが、職員全員が知っておいたほうが良い研修については、市政課題研修に位置づけ、広く職員へ案内をしている。まとめシートのスペースの問題もあり、全ての研修については挙げていないが、人材育成担当としては引き続き、積極的に職員研修に位置づけていく。

委員：地域向けセミナー・研修の参加者はどのような方なのか。専門家や当事者などが参加されているのか。

事務局：当事者の方は企画の段階から参加されている場合もある。その他、支援者なども含め参加されており、交流しながらセミナーや講演を実施してい

る。

委員： まとめシート 8 ページ「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」というのは市民全体で支えていくものだと思うが、以前に性的マイノリティの方から話を聞く機会があり、話の中で「地域の繋がりが強ければ強いほど、性的マイノリティを排除する力が見える」とのことだった。

当事者や専門家だけでなく、街を支えるマジョリティの人を対象に研修をしなければ社会は動かないのではないか。

委員： 職員研修を見るとマイクロアグレッションやマジョリティ特権など、かなり踏み込んだ内容の研修が行われている一方で、まとめシート 18 ページにある「地域における人権教育・啓発」に挙げられている事例は、従来型の個別的な人権課題を取り扱っている傾向がある。まとめシート 18 ページ「新しい視点や気づきを得る」③④⑤は世界の問題で大事なことだが、「世界には深刻な問題があるが、日本は平和でよかった。」という意識になってしまうと本末転倒である。

マジョリティの人たちが作っている日本社会の中で、生きづらくなっている人がどのように思っているのか、伝統やコミュニティを大事にする一方で、悪意がなくても排除的になっていたり、コミュニティへの参加を妨げたりしていないだろうか、というようなことを市民の方々にメッセージとして出していくと良いと感じた。

また、まとめシート 10 ページの相談窓口について、課題別の窓口があることで専門性が高くなる一方、全般的な人権相談窓口を設置することで、潜在的な人権課題を掘り起こし、手を差し伸べていくことができるのではないか。元々全般的な窓口があり、個別相談窓口になっていったという経緯もあるかもしれないが、様々な部局が繋がり、ワンストップの窓口のようなアプローチがあると良いかと思う。

委員： まとめシート 5 ページの 3 で「日本語指導が必要な児童生徒については、引き続き、県の多文化共生サポーターや市の多文化共生支援員を派遣」とあり、また、尼崎市外国人生活実態アンケート調査報告書 概要版の 9 ページに「子育てで悩んだり困っていることは何ですか」というアンケートに対し、「子どもに自分の国の言葉や文化を伝えるのが難しい」が一番回答数が多い。これは外国人にとって悩ましい問題で、日本語指導も重要だが、日本の滞在期間が長くなるほど、母国語が喋れなくなる傾向にあり、母国語・民族教育をどのようにカバーしていくかが重要である。

副会長： まとめシート 18 ページの黒③にて、ウイグル自治区における人権問題について、マスコミではあまり取り上げられていなかったが、人権啓発として取り上げられているのは良いと思った。13 ページの黒①において、「カミングアウトした人、できない人等当事者の話を聞き…」とあるが、聞き取りの際に配慮はなされていたか。関連して、15 ページの課題で「防災の取組については男女共同参画や要配慮者等の多様な視点を踏まえた

…」とあるが、“要配慮者等”というのは性的マイノリティの方を指しているのか。他の自治体では男女で分けることもいけないということで、男女別のトイレを廃止したが、結果的に女性がトイレに行き辛くなったという事例もあったかのように思う。取り組み方というのは非常に難しいが、それを乗り越えて誰もがセンシティブなところを刺激されずに防災訓練等に参加できるよう配慮いただきたい。

事務局 : 13 ページの黒①について、カミングアウトについては本人に委ねられており、自己紹介で本人が言われることだけを聞き交流会を始めるので、個別に踏み込んでカミングアウトを強要することはない。呼び名についても性別に紐づいた呼び方はせず、本人が呼んでほしい名前と呼んでいる。これらのことが安心となって、市内外から様々な方が来られて、普段は言えないことや辛い思いなども共有できる場となっている。

委員 : カミングアウトできないだけでなく、カミングアウトしない権利もある。カミングアウトしない人の葛藤をちゃんと理解できるような研修をする必要がある。これは性的マイノリティに限らず、在日韓国・朝鮮人も同様で、私も高校2年生まで日本の名前で出自を隠して暮らしてきており、高校3年生の時に先生の勧めでカミングアウトしたが、それまでずっと心の葛藤があった。カミングアウトをして晴れ晴れした人もいれば、ずっとその気持ちを持ったまま生き続けている人もおり、後者の方が実はマジョリティであったりする。在日韓国・朝鮮人も日本の国籍を取っている人の中で自分のルーツは韓国・朝鮮人であったということを言っている人と、隠して生きている人がおり、後者の葛藤をどれだけの人が知るか、ということが大事である。生徒にもそのような子はたくさんおり、教職員などはそれに配慮する教育ができるかどうかが重要である。

事務局 : 副会長より指摘のあった「“要配慮者等”というのは性的マイノリティの方を指しているか」について、“要配慮者等”の中には含まれており、具体的に防災訓練のメニューの中にその視点も入れなければいけないということも認識している。

委員 : 副会長の話に合った、ある自治体で男女別のトイレを無くした、といった事実はないと聞いている。先日、埼玉県介護施設が男女別のトイレを無くし、女性職員が辞めざるを得なくなった、さらに県知事がこの取組を称賛した、といったデマがネット上で拡散され、県や施設に対して多くの問い合わせがあり、県知事が「そのようなことは起きていない」と言及する事態となった。今、セクシャルマイノリティの権利を認めたら、「男女別のトイレがなくなるぞ」「女性が性暴力にあうぞ」といったトランスヘイトと呼ばれる類のデマが非常に多い。セクシャルマイノリティと女性の権利が、あたかも対立するかのような言説が煽られており、一時のヘイトスピーチのような形で「トランスを認めたら大変なことが起きる」というようなことが、ネット上からネット以外にも波及しており、学生からも恐

怖である、といった相談も出てきている。

最近はこのような動きが速く、この三か月で状況はひどくなってきており、民間にてトランスの子どもたちの相談を受け付けるといった取組をしていたところが閉鎖に追い込まれた、といったケースもあった。「子どもたちをトランスに誘導しようとしている、それは性暴力の一つであるグルーミングだ」というようなデマが流され、Twitter のアカウントを閉じなければいけない事態となり、子どもたちが検索したときに、デマのほうへ先にアクセスしてしまうリスクが高くなっている。行政に対しても、そのようなデマを鵜呑みにした市民が問い合わせてきたり、場合によっては攻撃されるケースもあるため、最新の情報をチェックしておかなければならない。

また、まとめシート 15 ページ白①黒②「災害対応力を高める取組…」の部分で男女共同参画の視点、と記載があるが、リソースとして防災士がいるだけでなく、意思決定の場に多様性が保証されているか、が重要である。人権啓発は意識や気持ちの問題に焦点が当たりがちだが、行政の施策としては、防災に関しても女性委員の割合を何%にする等の数値目標があった方が良いと思う。

委員 : まとめシート 16 ページ上部にある「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合や、人権に関する意識が高まったとするアンケート結果などがあるが、いじている側は罪悪感がないということの認識を、いくしあ及び学校教育関係者は高める必要がある。SNS での誹謗中傷を無くしていく取組など学校教育で進めているようなことを、市民にも啓発していく必要がある。

会長 : まとめシート 5 ページ(1)「引きこもり、不登校手前のこどもたち…」とあり、8 ページにも同様の記載があるが、引きこもり、不登校になる直前というのは、子どもも親に対しては元気なように振る舞うが、それが続かなくなり、不登校や引きこもりになるケースが多く、“手前”というのが簡単に気づけるものではないので、表現の仕方を工夫してみてもどうか。

また、まとめシート 2 ページ展開方向 4 について、方向性(1)が 2 つあるのは誤解を生むような表記のため、再考いただきたい。

同じくまとめシート 2 ページ展開方向 3 方向性(2)の視点について、追加で「権利の理解を高める教育」の視点を入れていただきたい。例えば、憲法第 26 条に規定される「義務教育」について、正しくは「教育を受けさせる義務」が保護者にあり、すべての子どもが教育を受けることができる環境を整備する義務が行政にあるのだが、これを「教育を受ける義務」が小中学生にあると勘違いしている大学生が多く、権利と義務について正確に把握できていない現状がある。このような状況においては、例えば「不登校」の子どもについて、教育を受ける権利の侵害ではなく、「義務を果たさない本人が悪い」という誤った認識が生まれてしまう可能性もある。例

えば、ある意識調査の中で「憲法で権利として決められていることはどれか」という複数選択制の問いがあり、労働組合を作る、人間らしい暮らしをする、思っていることを世間に発表する等の選択肢に加え、税金を納める、目上の人に従う、道路の右側を歩く、という6つの選択肢があり、高校生を対象に意識調査を行った結果、正しく回答したのは2割を切っていた。自分がどのような権利を持っているのかを知らなければ、そもそも権利を行使することができず、自身の権利を守ることもできない。自身の権利について知ることが、他者の権利を尊重することに繋がるため、子どもに対し、権利に関する教育を行うことが重要である。

委員 : このような取組がなければ子どもたちは自分の権利や義務がわからなくなるため、会長の考え方には賛成である。

会長 : ここまでの意見を取り纏め、追加で意見などがある場合は、会議終了後1週間以内を目途に事務局へ連絡をすることとする。

議事(2) 部会の設置について（多文化共生部会）

会長 : それでは、議事の2、「部会の設置について（多文化共生部会）」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いする。

事務局 : ——説明——

会長 : 先ほど事務局から説明のあった「(仮称)尼崎市多文化共生社会推進指針」の策定に向けては、外国人に対する個別のヒアリングを含め、専門的見地から議論を行うために部会を設置しようと思う。

委員一同 : 異議なし

会長 : なお、昨年度に設置した旧同和地区等に関する分析調査専門部会についても、今年度は調査が実施されることから、引き続き部会を設置したい。

委員一同 : 異議なし

会長 : 部会については、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例第14条第2項の規定により、会長の指名する委員で組織することとされているので、朴委員を部会長として、太田垣委員と、木村委員の3名を指名する。

また、旧同和地区等に関する分析調査専門部会については引き続き、内田部会長、友永委員と私の3人で進める。なお、その他の委員については、希望があれば挙手を求める。

—— 挙手の確認(挙手なし) ——

会長 : それでは、先ほど申し上げた各3名を部会員として、部会を設置する。部会の開催については、後日、事務局より日程調整のうえ、通知文等の送付をお願いする。

議事(3) 外国人生活実態アンケート調査の結果について

会長 : それでは、議事の3、「外国人生活実態アンケート調査の結果について」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いする。

事務局 : ——資料3に基づき説明——
会長 : 何か意見等あるか。
委員 : 2点あり、1点目が SNS について、「Facebook の利用率が高いことから…」という説明があったが、報告書 31 ページに関して、本人たちが Facebook をよく使っているということだけでなく、行政側が何を使って情報発信しているか、また発信していないか、ということに引っ張られるかと思う。行政からの情報は何かから得ているか、という問いと併せて、利用頻度の高い SNS を聞いていかなければ、今回の調査結果だけを見て Facebook だ、と短絡的に結論付けるのは危険ではないか。また、世代によっても異なり、Facebook は中高年が多く、ママ世代だと Instagram がメイン。地域子育て支援関係のプラザのような拠点事業を行っているところは、ほとんど Instagram でイベント告知を行っていたりする。その他、英語圏と中国語圏では使っている SNS が違うなど、もう少し分析がいるかと思う。

2点目が住まいに関して、外国籍であることを理由に入居拒否されるのなら明確な人権侵害のため、啓発が必要。また、日本人の保証人が見つからないから入居拒否されるという点で、日本人の保証人がいないと住まわせないというのが厳格なルールとしてあるのか。それがルールとしてあるのであれば、行政として保証人確保支援事業のようなものを外国籍の人を対象に行っていないのか。親が保証人になれない子どものための身元保証人確保支援事業など、社会的養護の子ども向けの事業はあり、同様の外国籍向けの事業があるのかどうか。

事務局 : 1つ目の SNS に関しては、行政の SNS は LINE・Facebook・Instagram・Twitter で情報発信している。一方で、外国人相談窓口を行っているところ、Facebook の利用率は高いという印象を受けている。常駐で英語・中国語・ベトナム語の相談員もおり、その3言語での発信を取り纏めているところであり、他のツールについても分析を行っていく。

2つ目の住まいにおける人権侵害において、保証人の確保支援事業については、本市では把握していないが、川崎市ではそのような事業があると聞いているので、ヒアリングを行う予定である。

委員 : 外国籍の方の住まいについて、尼崎市の企業2社にヒアリングを行ったところ、技能実習生については寮を確保しているが、部屋が狭く2~3人でシェアをしている状況であり、プライバシーの観点から寮から出たい技能実習生が多いようである。企業側としては寮を出ても良いが、自己責任で次の家を探すような体制となっていた。

委員 : 補足として、技能実習生については、部屋の広さについて基準が決まっており、一人当たり3畳、特定技能外国人については一人当たり4.5畳となっている。しかし、シフト制の勤務を行う場合、同じシフトであれば部屋のシェアが可能であるが、異なるシフトの場合は別々の部屋を用意する

ことが望ましい。加えて、用意された部屋に住みたくない場合、ルール上自分たちで住居を確保しなければならない。日本人の保証人が見つからない場合、多くの不動産会社は保証会社を入れることとなるが、数万円の保証費用が発生するため、日本人の保証人がおらず且つお金を払いたくない、ということでこのような話になっている。

また、SNSの国別の利用状況について、中国では国の方針でFacebook等が使えず、中国独自のWeChatが主流であり、インドネシアではWhatsapp(ワッツアップ)、ミャンマーではviber(バイバー)というSNSが主流である。外国人が日本に来ると、SIMを買う人も多く、SIMを入れ替えることで日本でFacebook等が見られるようになるため、行政側は何で発信しているかの周知を行うことで、市民側はキャッチできるようになる。

委員：事務局からの説明の中で、「特別永住者が80%台から50%台へ減少した」という理由について、死亡や少子化ということもあるが、日本国籍取得者が大きく増加している点がある。自分の身内もほとんどが日本国籍を取得しており、インビジブルな外国人が増加している点は行政側で抑えていただきたい情報である。その点が、先ほどの議題にあったカミングアウトできない人に繋がっており、単に人口が減少したという結果だけでは、問題から逸れてしまう。

例えば、アメリカの場合、日系人や、アメリカやイタリアにルーツを持っている人など、国籍ではなくエスニックで分類された人口データが存在するが、日本ではエスニックでの分類は差別に繋がるということから、データが存在しないことが問題である。

また、入居差別については特別永住者が多く被害を受けてきており、最大の問題は住民票であった。外国人登録法が廃止され、住民票が発行できるようになり、問題はクリアされたが、もう一つの問題が日本人の保証人である。これは現在でも求められ、私自身も東京の大学に就職した際に、4日間で40件入居を断られ精神的苦痛を受けた経験がある。他の意見にもあるように、不動産業者を対象にした啓発を行っていただきたい。

外国人に対して一番大事なことは、命に関わる防災と医療であり、これらをどのように発信していくかである。全言語への対応は難しいが、防災に関してはできる限り多言語で発信し、全市民に最低限、避難場所くらいはわかるようにする必要があり、その他ピクトグラムをどれだけ市内に充実させるかが重要である。河川氾濫などの災害については、学校・病院などの高い場所への案内を、医療については、どこの病院に行けば外国人への対応が可能か、これらは最低限、行政側が発信していく必要があると考える。

委員：今回「外国人生活実態アンケート」ということで、外国籍住民が対象となっているが、教育現場では外国人の子どもといわず、外国にルーツのあ

る子ども若しくは外国に繋がりのある子どもという表現になってきており、国籍だけでは括れなくなっている。アイデンティティの話でいくと、ミックスルーツの場合、日本国籍であってもどちらかの親から繋がる文化のことでの課題や、親と子どもの習得する言語の違いから生じる問題が、現在教育現場でクローズアップされてきている。今回は外国籍住民の実態となっているが、日本国籍を取得した人や多様なルーツで外国に繋がりのある層について、匿名性のあるアンケートなど、何らかの形で実態を把握していかなければ、手を打つこともできないかと思う。

一方でマジョリティ側の課題もあり、外国にルーツのある人たちへどのような施策を打つのかと同じくらいに、日本側の人たちがどのような意識を持っているのか考える必要がある。悪意はないが結果的に排除していないか、意識調査や啓発など様々なアプローチがあるかと思うが、日本人側の意識の把握や働きかけが行政として不可欠となってくると思われる。

最後に、人権研修などで今後、インターセクショナルリティと呼ばれる複合的差別についてクローズアップされていくと思われる。例えば、外国籍で障害があったり、配偶者が日本人の人が日本語を十分に取得できない理由としてDVが潜んでおり、パートナーを通さなければ日本の情報にアクセスできず孤立してしまうケースなどが挙げられる。人権課題として、外国人ということと、障害者や女性への暴力、セクシュアルマイノリティなど、様々なことをクロスさせて見ていくことがこの先必要である。

コミュニティの問題でいくと、外国籍住民の方は行政区の区切りでコミュニティを形成していないと思うので、近隣の自治体と連携してのコミュニティ支援があっても良いと思う。

委員 : どちらかの親が外国籍の場合、子どもは20歳まで二重国籍になると思うが、自治体によってはどちらかの親が日本籍の場合、日本籍としている自治体もあるが、尼崎市ではどうか。

事務局 : 確認する。

※尼崎市でも親のいずれかが日本籍であれば20歳までは二重国籍で、日本籍との混合世帯としている。

委員 : 大抵は日本籍としてカウントされ外国籍としてはみなしていないため、外国にルーツのある子どもの教育ができていないと感じる。

委員 : 尼崎市では大人向けの日本語学級というのがどの程度あるのか。

事務局 : 市内の日本語教室は9か所ある。課題としては、放課後の教室など、学校現場における日本語授業の場が存在しない。市内の日本語教室において、子ども向けの受け入れができないか検討しているが、ボランティアベースで運営しているところがほとんどであり、大人と子どもでは教え方が全く異なるという点から難航しており、教育委員会とも話を重ねているところである。

委員 : 子どもは社会の動きの中で日本語を学ぶが、親は子どもの言うことがわ

からなくなり、中には子どもに馬鹿にされていると学校の先生に訴えるケースもある。そのようになると家庭は成り立たなくなるため、子どもが日本語を学んだら親も学ばなければならない。住みやすい尼崎市を作るためには、課題として取り組んでほしい。

議事(4) その他

会長 : 最後に、議事の4「その他」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 今年度の審議会開催スケジュールについて説明を行う。

——資料4に基づき説明——

会長 : それでは、これをもって、令和5(2023)年度第1回人権文化いきづくまちづくり審議会を閉会する。

以 上